

# 社会福祉法人恵日会役員等の報酬等及び費用弁償に関する規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人恵日会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、この法人の評議員、理事及び監事の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、評議員、理事及び監事をいう。
- (3) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であつて、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

## (報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、報酬等を支給する。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与等の支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。なお、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席し、職員の給与等が支払われない場合においては、他の役員と準じて報酬等を支給する。

## (報酬等の額の決定)

第4条 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。

- 2 理事は非常勤とし、報酬総額は年間150万円以内とする。
- 3 前項のうち、理事長は非常勤であるが、法人業務従事が頻繁にあるため、月額報酬とする。
- 4 監事は非常勤とし、報酬総額は年間10万円以内とする。
- 5 役員等の報酬の額は、別表に定めるとおりとする。

## (報酬の支払時期)

第5条 役員等の報酬の支払いは、支払義務の発生の都度 遅滞なく支払うものとする。ただし、理事長の報酬については、職員の給与支給日と同日に支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

- 第6条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費用弁償の支給)

- 第7条 役員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、職務終了後遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。
- 2 役員等には、出張に要する旅費（交通費、宿泊費）を、この法人職員旅費規則に準じて出張費として支給することができる。この場合において、交通費の実費が、費用弁償の額を超える場合には、その実費とする。

(公表)

- 第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

- 第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補則)

- 第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年6月19日(評議員会の議決日)から施行し、平成29年4月1日から適用する。

## 別表

役職名	職務内容	報酬等の額
理事長	法人の全ての業務	月額 100,000 円
理事(理事長以外)及び監事	理事会又は評議員会への出席、指導監査立会	一人1日 3,000 円
監事	監査の実施	一人1日 5,000 円
評議員	評議員会への出席	一人1日 2,500 円
役員等(理事長を含む。)	理事長の命じる研修参加等の法人業務	一人1日 5,000 円